

2015年11月23日

IFRS 解釈指針委員会 御中

「IAS 第 32 号『金融商品：表示』－企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の当該企業の財務諸表における分類」に関する暫定的なアジェンダ決定に対するコメント

1. 当委員会は、「IAS 第 32 号『金融商品：表示』－企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の当該企業の財務諸表における分類」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）の 2015 年 9 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定（案）に対するコメントの機会が与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、本論点は IASB に基準の限定的な範囲の修正を提案するのではなくアジェンダ決定で対処すべきである旨、及び、暫定的なアジェンダ決定で説明されている特徴を有するプリペイド・カードに係る負債が金融負債の定義を満たす、という解釈指針委員会の見解を概ね支持している。しかし、我々は、本アジェンダ決定で扱う取引の範囲をより明確にすべきと考えている。
3. 電子商取引が益々拡大している最近の動向を踏まえ、従来型のプリペイド・カード取引は様々な形で行われるようになっており、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特性がプリペイド・カードに組み込まれるような事象も生じている。例えば、プリペイド・カード残高（デジタル形式で記録）に、現金残高だけでなく、企業により顧客に付与された特典クレジット残高も含まれ、こういった特典クレジットには様々な要因で付与される（財又はサービス購入におけるカードの使用時のみならず、何も購入せずただ店舗を訪れた場合にも付与される）ものもある。こういったハイブリッド型のプリペイド・カードが普及してきていることを踏まえ、当委員会は、アジェンダ決定（案）はカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを論点としていないものの、その文言が、IFRIC 第 13 号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」との関係も踏まえ、会計上の取扱いについて疑問を生じさせる可能性があることを懸念している。
4. さらに、多くの企業が IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用過程にあり、IASB と FASB の共同で設置された移行リソースグループが、適用に関する多くの疑問点を（カスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関する論点を含め）これ

まで議論してきている。このため、当委員会は、本アジェンダ決定が IFRS 第 15 号におけるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関する会計上の要求事項の適用に影響を与えるか否かを曖昧なままとしないよう、本決定（案）の適用範囲を明確にすることが重要と考えている。

5. 当委員会は、範囲について必要な明確化がされない場合、「プリペイド・カード」と「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」の両方の特徴を持つ義務に関する会計処理を判断する際に、企業が本アジェンダ決定を参照できる（すべき）かについて、曖昧なままとなることを懸念している。
6. 解釈指針委員会において、プリペイド・カードにおける広範囲のスキームを包括的に取り扱うことも可能かもしれない。しかし、その場合、プリペイド・カードに関する企業の義務が特定の小売業者への現金の支払いによってのみ決済される場合と、特定の小売業者または発行者による財又はサービスの提供によっても決済され得る場合について、会計上の結論が異なるか否かを含め、様々な関連する論点の検討が必要となるだろう。当委員会は、解釈指針委員会がこうした検討を行う場合、相当な時間と労力を費やすことが必要とされる一方、結論に到達できるか否かについては十分に明確でないと考えている。このため、当委員会は、リソースの制約を考慮すると、解釈指針委員会が本論点について包括的な対応をとることが適切な対応とは考えていない。
7. このため、当委員会は、本アジェンダ決定の適用範囲を狭めた上で、本論点を最終化することを提案する。具体的には、次の文言の変更（追記を下線、削除部分に抹消線）を提案する。

[アジェンダ決定(案)より抜粋]

以下のすべての特徴を有するプリペイド・カードに限る

- a. 有効期限がない。
- b. 返金、換金、現金との交換ができない。
- c. 財又はサービスとのみ交換できる。
- d. 使用できるのは特定の小売業者のみで交換可能（~~企業を含む場合があるが、当該企業でしか使用できないわけではない。~~）であり、カードのプログラムに応じて、単一の小売業者である場合から、特定のカード・ネットワークを受け入れるすべての業者である場合までである。カード保有者が小売業者で財又はサービス購入に使用する時点で、企業は当該小売業者に現金を支払う契約上の義務を有する。

- e. 後取手数料がない（これは、カード保有者が使用しない限りプリペイド・カードの残高が減少しないことを意味する。）
 - f. カスタマー・ロイヤルティ・プログラム（売上取引で付与されるかに限らず）の一部として発行されたものではなく、プリペイド・カード残高に所定のプログラムによる特典クレジットが付与されるようなカスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特性も組み込まれていない。
8. 当委員会のコメントが解釈指針委員会による今後の検討に役立つことを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

関口 智和

企業会計基準委員会 委員

IFRS 適用課題対応専門委員会 専門委員長

以 上